

被災されてお困りの事業主の方へ

震災に伴う雇用・労働関係の支援策のご案内

1

従業員の雇用
について
相談したいのですが
…

2

休業中の従業員の
補償は、どうした
らいいですか…

3

助成金の申請に
行けないのです
が…

4

労働保険料などの
支払いが
間に合いません…



厚生労働省、都道府県労働局
労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）

平成23年4月15日版

基 → 最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

ハ → 最寄りのハローワークにご相談ください。

① 従業員の雇用について相談したいのですが・・・

助成金などの相談はハローワークにおこしてください。
労災補償などの相談は労働基準監督署におこしてください。

ハ ハローワークの「特別相談窓口」が、各種助成金の支給申請などの相談にお応えします。

全国のハローワークでは、被災者を対象とした求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人のお申込みをぜひお願いします。

基 都道府県労働局や労働基準監督署に開設された「緊急相談窓口」が、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えします。

② 休業中の従業員の補償は、どうしたらいいですか・・・

雇用調整助成金や失業給付を使いやすくしました。

基 従業員を休業させるときには、できるだけ従業員の不利益にならないよう努力をお願いします。地震の影響で休業する場合の手当の支払いなどについての「Q&A」を労働基準監督署で用意していますので、参考にしてください。

※厚生労働省ホームページにも掲載しています。

トップページ「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」> 雇用・労働関係 > 「企業・法人の方」> 「災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合」

※当面の資金繰りにお困りの場合には、融資や信用保証などの中小企業支援策があります。ご相談先については、裏面をご覧ください。

基 被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業手当を支払うときには、雇用調整助成金を受けることができます(中小企業の場合、原則として手当

ハ の8割を助成)。災害救助法適用地域(東京都を除く)に所在する事業所等に対しては、受給しやすいよう要件の緩和もしています。

ハ 震災で休業し、給料が支払われない場合には、従業員の方は離職していなくても失業給付が受けられます。災害により事業が休業し、事業再開後の再雇用を前提に一時的に離職した場合でも、失業給付が受けられます。

③ 助成金の申請に行けないのですが・・・

申請期限を過ぎても構いません。

八

ハローワークなどに行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合は、**後日、理由を添えて申請することができます。**

④ 労働保険料などの支払いが間に合いません・・・

納付期限を延長しました。

基

労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限を、以下のとおり延長します。

① **被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）の事業主（※）**の方は、**手続きなしで、自動的に納付期限を延長**します。

※障害者雇用納付金については、主たる事務所が被災地にある事業主が対象です。

② ①以外の地域の事業主の方も、震災により財産に相当な損失を受けたときには、申請に基づいて、1年以内の期間、納付の猶予を受けることができます。

※社会保険料については、日本年金機構「被災者専用フリーダイヤル」(0120-707-118)にお問い合わせください。

※障害者雇用納付金については、高齢・障害者雇用支援機構(043-297-9651)にお問い合わせください。

⑤ 従業員が仕事中に被災しました・・・

労災保険による給付を受けられます。

基

従業員が仕事中や通勤中に、地震や津波により負傷・死亡した場合には、ご本人や遺族の方は**労災保険による給付を受けられます。**

労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、**証明がなくても請求することができます。**

どのような場合に給付を受けられるかなどの「**Q&A**」を、労働基準監督署で用意していますので、ご利用下さい。

※「Q&A」は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

トップページ「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」> 雇用・労働関係 > 個人の方 > 【労災保険給付】「労災保険Q & A」

⑥ その他の支援策

(1) キャリア形成促進助成金の特例措置

被災地等の事業主が被災前から開始していた職業訓練について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、それまでに訓練に要した経費、賃金などは助成の対象となります。

支給申請などが期限内に行えない場合であっても、後日、理由を添えて申請することができます。詳しくは、雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

(2) 中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金共済制度については、掛金の納付期限の延長手続の簡素化や、後納による割増金の免除などを行っています。

一般の中小企業退職金共済制度および特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度について、紛失した共済手帳の再交付などを行っています。

※詳しくは、一般の中小企業退職金共済制度については0120-953-6811に、特定業種退職金共済制度については0120-221-320にお問い合わせいただくか、勤労者退職金共済機構ホームページ (<http://www.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。

(3) 障害のある方の雇用に関する相談

被災地の「障害者職業センター」に、障害のある方の雇用に関する特別相談窓口を設置し、様々な相談・不安にお答えしています。

※詳しくは、高年齢・障害者雇用支援機構ホームページ (<http://www.jeed.or.jp/information/info110404-01.html>)をご覧ください。

◆雇用・労働関係の支援について、詳しくは、

最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業相談所）まで。

何でもお気軽にご相談ください。

◆厚生労働省ホームページでも、関連の情報を掲載しています。

厚生労働省トップページ (<http://www.mhlw.go.jp>) から、「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」→「雇用・労働関係」とお進みください。

※中小企業の公的な融資や保証に関するご相談は、以下へお問い合わせください。

日本政策金融公庫 平日(9:00~19:00) 0120-154-505

土日祝(9:00~17:00) 0120-327-790(中小企業事業)、0120-220-353(国民生活事業)

商工組合中央金庫 平日 0120-079-366 土日祝 0120-542-711

沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795 信用保証については、最寄りの信用保証協会まで。

どこに相談したら良いのかお困りの方は、中小企業電話相談ナビダイヤル(0570-064-350)まで。

■〇〇労働局

(住所)

(電話)

雇用均等室

(電話)

(住所)

■ハローワーク〇〇

(住所)

(電話)

■〇〇産業保健推進センター

(住所)

(電話)

■〇〇労働基準監督署

(住所)

(電話)

■ハローワーク〇〇

(住所)

(電話)

■〇〇障害者職業センター

(住所)

(電話)